

# 福祉医療費給付金制度が一部改正されました

## 乳幼児等

4月から、子どもの医療費補助の対象年齢を下表のとおり拡大しました。今回新たに対象としたのは、小学校4年生から6年生のお子さんにかかる入院医療費です。

	対象	所得制限	対象となる医療費	福祉医療費受給者証	給付金を受けるには
現行	0歳～ 小学校3年生	なし	入院・通院	あり	医療機関などへ医療費を支払う際に、今までどおり、「福祉医療費受給者証」を提示してください。
改正後 (拡大部分)	小学校4年生～ 小学校6年生	なし	入院 (平成22年 4月1日の入院から対象)	なし	医療機関へ入院医療費を支払った後、市役所子育て課に申請してください。 ※現行と異なり、申請が必要です。 <持ち物> 医療機関が発行する領収証/印鑑(認め印) /口座番号がわかるもの/お子さんの保険証/高額医療費などが対象の場合、保険者からの決定通知書

## 障害者等

4月から、「精神障害者保健福祉手帳(2級)」交付者の所得制限の一部が、下表のとおり緩和されました。

	所得制限の範囲		申請の際に必要なもの
改正前	市民税非課税世帯		・保険証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認め印) ・口座番号がわかるもの
改正後	本人	市民税非課税の方または所得税が課せられていない方	・保険証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認め印) ・口座番号がわかるもの
	同一世帯員	特別障害者手当所得制限の対象となる方	

乳幼児等に関する問い合わせ先 市役所子育て課子ども支援係 ☎(22)2111(内線356)  
 障害者等に関する問い合わせ先 市役所福祉課厚生保護係 ☎(22)2111(内線255)  
 障害者等に関する問い合わせ先 豊田支所地域振興課市民生活係 ☎(38)3111(内線132)

春の全国交通安全運動が、4月6日(火)から15日(木)まで行われます。  
 新入学児童・生徒や新社会人を迎えた交通環境の中、市民みんなで交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故の防止に努めましょう。  
 また、運動期間中は警察、交通安全協会、市が街頭で交通指導を実施し、市民の皆さんに交通安全を呼びかけますが、交通安全の主役はあくまでも自分自身であることを認識し、一人ひとりの心掛けで

## 4月6日(火)～15日(木) 春の全国交通安全運動

信濃路は  
ルールとマナーの  
走るみち。



交通事故をなくしましょう。  
**【運動の重点】**  
 子どもと高齢者の交通事故防止を基本として  
 ◆すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
 ◆自転車の安全利用の推進  
 ◆飲酒運転の根絶  
 ◆生活道路における交通事故の防止  
 問い合わせ先  
 市役所市民課生活交通安全係 ☎(22)2111(内線238)

## ▼保険料率

	平成20・21年度	平成22・23年度
均等割額	35,787円	36,225円
所得割率	6.53%	6.89%

## ≪平成22年度の保険料計算方法≫

保険料は、加入者全員に負担していただく「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 36,225円 & + & (21年中の総所得金額等 - 33万円) \times 6.89\% \\ & = & \text{1人当たりの保険料} \\ & & \text{(上限50万円)} \end{matrix}$$

①世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の総所得金額等の合計額により、均等割額が9割、8・5割、5割、2割軽減されます。  
 ②総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた後、所得が58万円以下(年金収入で153万円から211万円まで)の方は、所得割額が5割軽減されます。  
 ③後期高齢者医療制度加入の直前まで、会社勤めなどの夫やお子さんなどの扶養になつていた方(被用者保険の被扶養者)は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。  
 平成22年度の保険料決定は平成21年中の所得などの申告内容に基づき計算するため、今年の7月中旬に「決定通知書等」を桃色の封筒でお送りします。

## 後期高齢者 医療保険の

# 保険料率が変わりました

平成20年4月から始まった後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の方および一定程度の障害認定を受けた65歳以上の方を被保険者とする、医療保険制度です。  
 保険料率については、加入している方の医療費の伸びなどを計算して、2年に1度、見直すこととしています。今後、医療費の伸びが見込まれることから、長野県後期高齢者医療財政を安定的に運営するために、左表のとおり保険料率を改定することになりました。

◎平成22年度についても継続して保険料の軽減措置が実施されます。所得が少ない方については、次のとおり保険料が軽減されます。

## 国民健康保険高齢受給者証を更新しました!

現在、国民健康保険に加入する70歳から74歳までの方が、医療機関を受診する際に提示していただく国民健康保険高齢受給者証(以下、受給者証)については、4月1日から一部負担金の割合が「2割」となる予定でしたが、平成23年3月31日まで「1割」のまま据え置きとなりました。新しい受給者証は、3月中旬に水色の封筒で世帯主の方にお送りしましたので、医療機関を受診する際は、国保保険証と新しい受給者証を忘れずに提示してください。

なお、一部負担金の割合が「3割」の方は、受給者証が変わりませんので、そのままお使いください。また、受給者証は、通常8月1日が更新日となります(受給者証の有効期限は7月31日)ので、前年の所得に応じて負担の割合を判定し、高齢受給者証を送付します。

問い合わせ先  
 市役所福祉課国保医療係  
 ☎(22)2111(内線296)



また、毎年8月1日が更新日となる「保険証」は、7月下旬に白色の封筒でお送りします。  
 ※平成22年度中に75歳の誕生日を迎える方には誕生日の前日までに「保険証」を、誕生日の翌月中旬ごろ

「保険料の決定通知等」を「自宅へ郵送します。」  
 問い合わせ先  
 市役所福祉課国保医療係 ☎(22)2111(内線296)  
 長野県後期高齢者広域連合 ☎026(229)5320